



自転車は車道を走らなければならない？

弁護士 上岡 亮

Aさんは自転車が大好きで、最近スポーツタイプの自転車を購入して週末のサイクリングを楽しんでいます。Aさんの家族も買い物や通学に自転車を利用しています。

最近、警察庁が「自転車は車道を走ること」という通達を出したと聞き、気になったAさんは、自転車サークルを通じて知り合ったB弁護士からアドバイスを受けるため法律事務所を訪ねました。

◆—解説

A：警察庁がこのような通達を出した目的は何でしょうか？

B：警察庁は、平成23年10月に「良好な自転車交通秩序の実現のための総合対策の推進について」という通達を出しました。

自転車は、子どもからお年寄りまで多くの人を利用する便利で身近な乗り物ですが、その一方で自転車に関係する交通事故の割合が増えています。また、ルールを守らない人が多く社会問題になっています。そこで、自転車は「車両」であり車道走行が原則であることを明確にして、自転車を利用する人に、交通ルールを守り安全運転を心がけてもらうことが今回の通達の目的のようです。

A：今後、自転車は車道を走らなければいけないのですか？

我が家では小さい子どもや高齢者である私の父親も自転車を使っています。車と接触して事故を起こすのではない心配なのですが。

B：自転車は車道走行が原則となっていますが、例外的に歩道を走行することができる場合が次のように定められています（道路交通法63条の4第1項）。

- ①道路標識等により歩道走行することができると思われる場合。
- ②運転者が子どもや高齢者等である場合。
- ③車道または交通の状況に照らして自転車の通行の安全を確保するためにやむを得ない場合。

ですから、Aさんの子どもさんや高齢者のお父さんは歩道を走行することができます。ただし、歩道を走るときは、歩行者優先のルールを守ることが大事です。

A：なるほど。それを聞いて少し安心しました。

私の自転車は、結構スピードが出るため、普段は車道を走っていますが、それでも危険を感じるがあります。

B：自転車は、交通政策上、中途半端な存在として扱われて

きたため、自転車が走行できることを明示した道路はほとんどありません。車道の端に止まっている駐車車両を避けるために、車道の中央のほうへ出ると、車と接触する危険があると思います。この場合のように、車道を走ることが危険な場合には、Aさんのような方であっても歩道を走るようにすべきでしょう。もちろんスピードは出さずに、歩行者優先を第一に考えてください。

A：事故防止のため、他に気をつけることはありますか。

B：事故類型としては、出会い頭の事故が多いですから、見通しの悪い交差点では左右の安全を確認することが大事です。暗くなったら、早めにライトを点灯して目立つようにしましょう。

それに、万が一のために保険に加入しておくべきでしょう（詳しくは当誌105号＝平成23年4月号の25頁をご参照ください）。

A：わかりました。ところで、ブレーキがついていない違法な自転車があると聞きましたが。

B：ピストと呼ばれる競技用の自転車ですね。死亡事故まで発生しているため、警察は厳しく取り締まる方針のようです。ピストは、ペダルを操作することによって止まる仕組みになっているのですが、これをブレーキと勘違いしている人もいます。知り合いでピストに乗っている人がいたら教えてあげるといいかもしれません。

A：風を切って走るの爽快感ですが、安全な自転車に乗ってほしいですね。今日のお話をふまえて、家族みんなで安全に自転車を利用したいと思います。

ところで、Bさん、今週末にでもT川のサイクリングロードへ行きませんか？

B：いいですね。お花見も楽しめるかもしれませんね。もちろん飲み物はスポーツドリンクですけど。是非行きましょう！

執筆者プロフィール

上岡 亮（うえおか あきら）

弁護士（第二東京弁護士会）。慶應義塾大学法学部卒業後、保険会社勤務を経て（在職中FP資格を取得）、東京都立大学（現首都大学東京）法科大学院修了。趣味はゴルフ、ドライブ、野球観戦。

所属：東京リベルテ法律事務所

<http://www.tokyoliberte.com/index.html>